

入所を必要とする理由を証明する書類

下表のいずれかの書類が必要です（必要に応じ、他に書類を提出していただくことがあります。）。

※両親の分及び65歳未満の祖父母が同居している場合は祖父母の分も必要です。

※就労の場合は、就労時間が1日4時間（休憩時間除く）以上で終了時間が午後2時以降、月に15日以上就労を常態としていること。

		入所事由	必要書類	入所期間
1	就労	居宅外または居宅内で労働している （自営業、農業等を含む）	・就労証明書（第2号様式）	就労している期間（最長で年度末まで）
2	出産	保護者が出産予定である	・母子手帳のコピー （出産予定日記載箇所）	産前6週～産後8週に 当たる日の属する月末まで （※多胎児は産前 14 週～）
3	病気 障がい	疾病、負傷している状態にある、または心身に障がいがある	・児童を育成できない理由書 ・次のいずれかの書類 ① 障害者手帳等のコピー ② 育成困難と記載された医師の診断書（コピー可）	左記事由により入所を必要とする期間（最長で年度末まで）
4	介護 看護	同居および別居の親族を常時介護・看護している	・児童を育成できない理由書 ・常時介護・看護が必要と書かれた医師の診断書（コピー可） ・次のいずれかの書類（所持者のみ） ① 障害者手帳等のコピー ② 介護保険証のコピー等	
5	災害	災害の復旧にあたっている	・児童を育成できない理由書 ・罹災証明書	災害復旧が完了するまでの期間（最長で年度末まで）
6	就学	就学している	・在学（入学）証明書、合格通知書等のコピー ・カリキュラム等授業のスケジュールが分かるもの	就学している期間（最長で年度末まで）
7	その他	上記以外	・児童を育成できない理由書等	左記事由により入所を必要とする期間（最長で年度末まで）

※申込み内容、証明に事実と違うことがあったときは、現場確認等をして、入所決定を取り消す場合がありますので正確に記入してください。

※入所選考にあたり、家庭訪問・電話での問い合わせや、職場へ問い合わせる場合があります。

※就労証明書（第2号様式）、理由書等について、申込時と変更がないかの確認のため、入所後、5月頃、対象の全ての方に再度ご提出いただきます。提出されない場合、児童クラブの利用許可を取り消すことがあります。